

■本人確認情報保護審議会の設置根拠について

○住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）

（都道府県の審議会の設置）

第30条の40 都道府県に、第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

○住民基本台帳法施行条例（平成14年宮城県条例第51号）

（本人確認情報の保護に関する審議会）

第7条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）第46条第1項に規定する宮城県個人情報保護審査会とする。

○行政組織規則（昭和35年宮城県規則第76号）

名称	担任する事務	課
法令及び条例によるもの		
宮城県個人情報保護審査会	個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号)第46条の規定による個人情報の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する審査請求その他についての調査審議及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項についての建議に関すること並びに <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により同法第30条の40第1項の審議会の権限に属させられた事項及び同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項の調査審議及び建議に関すること。</u>	県政情報公開室及び市町村課

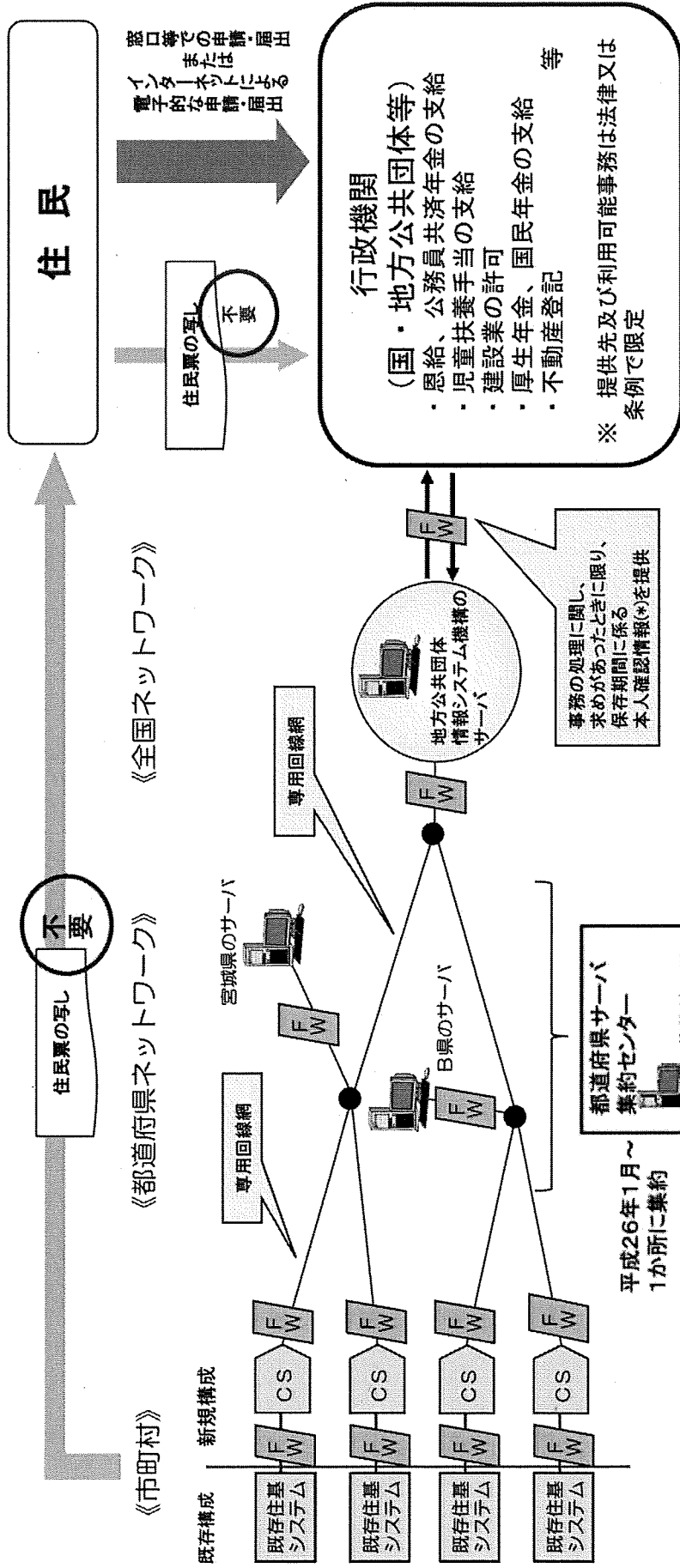
※住民基本台帳法抜粋

第30条の6 市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（同条第7号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（住民票の消除を行った場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

住民基本台帳ネットワークシステム

【資料2】

各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4情報〔氏名・住所・生年月日・性別〕、個人番号及び住民票コード等により、地方公共団体共同のシステムとして、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築。



※本人確認情報
4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、個人番号、住民票コードとこれらの変更情報

※CS(コミュニケーションサーバ)
各市町村に既に設置されている住民基本台帳事務のためのコンピュータと住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡しをするために新たに設置するコンピュータ

※FW(ファイアウォール)
不正侵入を防止するコンピュータ

3 都道府県における本人確認情報の利用について

(1) 都道府県条例に定める事務について、市町村に本人確認情報を提供するものとする。

(住民基本台帳法第30条の13第1項)

(例：特定非営利活動促進法に基づく設立の認証等に関する事務)

(2) 都道府県知事が利用できる事務(住民基本台帳法第30条の15第1項)

① 住民基本台帳法第30条の15第1項第1号に規定する別表第5に掲げる事務

② 条例で定める事務

(例：療育手帳の交付に関する事務等)

③ 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務

④ 統計資料の作成を行うとき

(3) 都道府県条例に定める事務について、都道府県知事以外の執行機関(教育委員会など)に本人確認情報を提供することができる。(住民基本台帳法第30条の15第2項)

① 住民基本台帳法第30条の15第2項第1号に規定する別表第6に掲げる事務

② 条例で定める事務

(例：県立学校条例による授業料等の徴収に関する事務(教育庁))

・各都道府県は上記規定に基づき、条例で定める場合として、本人確認情報の利用を規定する条例(本県であれば、「住民基本台帳法施行条例」)を定めている。

・平成28年4月1日時点で45都道府県が独自利用事務を規定している。

(独自利用条例制定数 上位5県)

都道府県名	条例制定数
兵庫県	87事務
千葉県	51事務
高知県	50事務
山口県	48事務
茨城県	44事務
宮城県	39事務(H26.4.1)
	41事務(H27.4.1)
	43事務(H28.1.1)
	40事務(H28.4.1)

宮城県における本人確認情報の利用について

宮城県では、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事業を追加することをお断り申し上げます。以下のいずれかに該当することを基本的な考えとし、下記の要領において本人確認情報を利用する事業を定めることとされています。

- (1) 法令等に基づき、本人確認情報を利用する事業で、個人住民票の取得・住居変更・住居サードパスの向上により「住民票の取得・住居サードパスの向上」に資する事業と認められる事業
(2) 職務上住民に対して調査を行うことが必要と認められる事業が法外に付与され、対象者の住民票の変更の取得が行われている事業で、個人住民票確認情報を利用することにより「行政事務の効率化」に資する事業と認められる事業
住民基本台帳法第12条の第二項に規定される法外に規定される事業に該当し、対象者の住民票の変更の取得が行われている事業で、個人住民票確認情報を利用することにより「行政事務の効率化」に資する事業と認められる事業

住民基本台帳法第12条の第二項に規定される事業

Table with columns: 別表番号, 事業名, 利用目的(当行政機関の業務), 利用開始年度, 利用年度, 利用件数, 利用金額, 利用件数, 利用金額, 利用件数, 利用金額, 利用件数, 利用金額, 利用件数, 利用金額, 利用件数, 利用金額. Rows include 1-1 through 2-15, detailing various administrative services like resident registration, tax collection, and public works.

住民基本台帳法第12条の第二項に規定される事業

Table with columns: 別表番号, 事業名, 利用目的(当行政機関の業務), 利用開始年度, 利用年度, 利用件数, 利用金額, 利用件数, 利用金額, 利用件数, 利用金額, 利用件数, 利用金額, 利用件数, 利用金額, 利用件数, 利用金額. Rows include 2-1 through 2-20, detailing various administrative services like public works, disaster relief, and social welfare.

(別表3) 個人住民票の取扱いに関する事業

Table with columns: 別表番号, 事業名, 利用目的(当行政機関の業務), 利用開始年度, 利用年度, 利用件数, 利用金額, 利用件数, 利用金額, 利用件数, 利用金額, 利用件数, 利用金額, 利用件数, 利用金額, 利用件数, 利用金額. Rows include 3-1 through 3-5, detailing services related to personal resident registration.

合計

45,882 40,589 47,300 46,704 52,398 90,098 13,755 40,238 35,115

5 平成30年2月追加予定の本人確認情報の利用事務について**追加事務一覧**

事務名	担当課
特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	特別支援教育室

特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務

(特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁について)

- ・障害のある幼児，児童又は生徒（以下「児童等」という。）の特別支援学校，小学校若しくは中学校への就学の特殊事情にかんがみ，当該学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため，その負担能力の程度に応じ，就学のため必要な経費について，国がその経費の一部を負担，補助又は交付することにより特別支援教育の普及奨励を図るもの。

(事務の概要)

1. 特別支援学校等

- ・特別支援学校等へ就学のため必要な経費については，「特別支援学校への就学奨励に関する法律」第2条に規定する国が負担を負うべき「負担金」と，同法第2条の趣旨に合致し都道府県教育委員会において要綱を定めて支弁を行う「補助金」の二つに分かれる。
- ・うち，「負担金」については，住民基本台帳法で法定事務に位置づけられており，住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報を確認することができるが，「補助金」については法定事務に位置づけられていないため，条例に規定することが必要である。
- ・現在，「補助金」については，宮城県特別支援教育就学奨励費支給要綱に基づき，保護者等から提出された「世帯状況等調書」及び「収入に関する市町村の証明書」等により「収入額・需要額調書」を学校で作成し県教育委員会に提出させるものとしている。
- ・県教育委員会では当該書類等を根拠として，支弁区分を決定し，保護者等へ特別支援教育就学奨励費を支弁している。

(住基ネットを利用する効果)

1. 世帯状況の確認

- ・保護者から提出される「世帯状況等調書」について、世帯構成等の誤記載や認識違いが散見されるケースが見受けられる。
- ・このような場合、今までは、保護者と直接連絡をとり、保護者に訂正の申立書を作成してもらうなどの対応をしていたが、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、収入額・需要額調書作成時に世帯状況を迅速に確認することができるようになるため、事務処理が円滑になるとともに、保護者等への確認連絡及び保護者等からの申立書の作成も省略されることにより、行政事務の効率化が図られる。

2. マイナンバーによる情報連携

- ・番号法施行条例第2条（別表第1）において、教育委員会（県立学校含む）は、機関内で構築された「情報提供ネットワークシステム」を利用し、マイナンバーによる情報連携をすることができるが、特別支援学校のうち、2校は同システムを利用することができない。
- ・具体には、仙台市立鶴谷支援学校と私立泉高等支援学校であり、鶴谷支援学校については仙台市においてシステムの導入を行っておらず、また泉高等支援学校については番号法においてマイナンバーを利用するのが行政機関等と規定されているため、現時点において、それぞれマイナンバーの取得ができない。
- ・番号法施行条例第4条（別表第3）では、知事が、教育委員会に対して「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」として、補助金の支弁情報の提供を求めることができることとなっており、平成29年度からは同一団体内の他機関で連携を図っているところである。
- ・このため、マイナンバーの取得ができない上記2校についても、同一団体内の他機関で連携を図るため、住基ネットを介してマイナンバーによる連携を行えるようにし、行政事務の効率化を図るものである。

(利用見込件数)

- ・平成30年度は約400件の利用を見込んでいる

(情報連携イメージ)

